



令和3年12月8日

杉並区長
田中良様

杉並区公契約審議会
会長 島田陽



令和4年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する
労働報酬下限額について（答申）

令和3年11月1日付け3杉並第34940号により、本審議会に対し諮詢を受け
た令和4年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下限
額について、別紙のとおり答申いたします。



杉並区公契約審議会委員

会

長

島田 陽一

会長職務代理

大久保 奉文

委

員

水島 隆明

委

員

砂川 恵典

委

員

金子 征治

委

員

高取 一二三



答 申

1. 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者・一人親方

令和4年の東京都における47職種ごとの公共工事設計労務単価に9·0%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、過去に東京都が示した参考値に対し、他の47職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出した額を単価とし、その単価に同じく9·0%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

1時間あたりの単価を1,275円とするのが妥当である。

2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額

杉並区職員給料表の会計年度任用職員（短時間・一般事務補助）を参考に1時間あたりの単価を1,093円とするのが妥当である。

3. 指定管理協定に係る労働報酬下限額

「2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額とするのが妥当である。